

福岡県に対し、8月2日（月）より8月31日（火）の間、「まん延防止等重点措置」が適用されます。

8月2日から当面の間、庁舎における対応を下記のとおりとさせていただきますのでご協力をお願いいたします。

1. 執務室内での職員との面会をご遠慮ください。

面会が必要な場合、緊急の用件がある場合は総務課へご連絡ください。

2. 書類等の受け渡しがあれば総務課職員がお預かりいたします。

3. ご挨拶の名刺につきましては、事務所入口の名刺受をお願いいたします。

以上、大変ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

菊池川河川事務所長